

島田榛北勤労者福祉共済会入退会等の手続及び会費等に関する規程

平成 26 年 4 月 1 日 規程第 1 号

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、島田榛北勤労者福祉共済会規約（以下「規約」という。）第 27 条に基づき、規約第 2 章に規定する会員の入退会等の手続及び会費等について、必要な事項を定めるものとする。

(入会手続)

第 2 条 島田榛北勤労者福祉共済会（以下「共済会」という。）に入会しようとする者は、次に掲げる書類を会長に提出し、会長の承認を得るものとする。

- (1) 事業所登録カード (様式第 1 号)
- (2) 入会申込書（新規・追加） (様式第 2 号)
- (3) 会員登録カード (様式第 3 号)
- (4) 預金口座振替依頼書 ※ 各金融機関指定用紙

2 会員事業所において追加入会しようとする者は、入会申込書及び会員登録カードを提出するものとする。

3 会長は、入会者が適当であると認めたときは、入会者に会員証及び共通割引施設利用券を交付するものとする。

(変更及び異動)

第 3 条 会員事業所の事業主は、次の事項に変更があったときは、すみやかに変更届をしなければならない。

- (1) 事業所の名称、所在地、代表者及び事務担当者等に変更があったときは、事業所変更届（様式第 4 号）を提出するものとする。
 - (2) 事業所の会費引落及び給付金等振込先口座に変更があったときは、会費引落及び給付金等振込口座変更依頼書（様式第 5 号）を提出するものとする。
 - (3) 会員の住所、氏名及び家族構成等に変更があったときは、会員変更届（様式第 6 号）を提出するものとする。
- 2 会員が系列事業所に移籍したときは、異動届（様式第 7 号）を提出するものとする。ただし、会員の履歴等はそのまま引き継ぐものとする。

(休会)

第 4 条 会員が休職等により共済会を休会するときは、休会届（様式第 8 号）を提出するものとする。

2 会員が復職するときは、すみやかに休会解除届（様式第 9 号）を提出するものとする。

(退会等の手続)

第 5 条 会員事業所が脱会するときは、事業所脱会届出書（様式第 10 号）を会長に提出するものとする。

2 会員が事業所を退職等により退会するときは、会員退会届出書（様式第 11 号）を会長に提出するものとする。

(入会金及び会費)

第 6 条 規約第 6 条第 2 項に基づく入会金は、原則として事業主の全額負担とし、入

会員は入会者一人につき 500 円とする。

2 会員は、会員一人につき月 700 円とし、原則として勤労者と事業主が 2 分 1 ずつ負担するものとする。

(入会金及び会員の納入)

第 7 条 入会金は、原則として新規加入のときは現金での納入とし、追加加入のときは会員とともに口座振替とすることができるものとする。

2 会員の納入は、原則として四半期ごとに事業主が一括して口座振替により前納しなければならない。ただし、途中入会等により口座振替によりがたい期分の会員は、現金での納入にすることができる。

3 口座振替の日は、4 月、7 月、10 月及び 1 月の各月 20 日とする。ただし、当日が休業日にあたるときは、翌営業日とする。

(その他)

第 8 条 会員が会員証を紛失したときは、会員証再発行申請書（様式第 12 号）を提出することにより、会員証の再発行を受けることができるものとし、会員は、事務処理費として 1 件につき 250 円支払うものとする。ただし、共通割引施設利用券を紛失等したときは、再発行はしないものとする。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。